

# 法華山谷川水系総合治水推進計画策定の背景と目的

## 1. 背景と目的

### (1) 兵庫県における総合治水条例

近年、台風等による大雨や集中豪雨、局地的大雨が増え、河川や下水道の整備といったこれまでの治水対策だけで被害を防ぐことは困難となってきました。

そのようななか、河川や下水道の整備に加え、雨水も貯め・もしくは地下へ浸透させて流出を抑える「流域対策」、浸水被害が発生した場合でも被害を小さくする「減災対策」を組み合わせた『総合治水』の推進が重要となっています。

そこで、兵庫県では、この『総合治水』を推進するため、「総合治水条例」を制定し、平成24年4月1日より施行しています。



### (2) 法華山谷川水系総合治水推進計画の策定

平成23年9月の台風12号により、法華山谷川流域では甚大な浸水被害が発生しました。これを受け、県は山陽電鉄橋梁から地蔵橋下流までの13.3kmの河川改修を実施、加古川市・高砂市も間の川改修や下水道対策等をそれぞれ進め、当面は床上浸水被害の解消を目指します。しかし、河川下水道対策だけでは限界もあることから、流域の安全度をさらに高めるため、雨水を一時的に貯める流域対策と被害を軽減する減災対策を組み合わせた「総合治水」を推進することとしました。

この度、今後の総合治水対策を着実に推進するための「法華山谷川水系総合治水推進計画(案)」がまとまりましたので、以下のとおり、法華山谷川流域の皆様からご意見・ご提案を募集します。なお、流域外の方からのご意見も受け付けております。

また、頂いたご意見等については、「法華山谷川水系総合治水推進計画」を策定するにあたっての参考とさせていただきますとともに、ご意見等の概要及びこれに対する県の考え方を、最終決定した計画とともに発表させていただきます。

#### 推進計画に定める事項

- ① 総合治水の基本的な目標に関する事項
- ② 総合治水の推進に関する基本的な方針
- ③ ダム、堤防、管渠等の整備に係る事項その他河川下水道対策に関する事項
- ④ 以下の施設に関する事項その他流域対策に関する事項
  - ・調整池(第10条～第20条)
  - ・雨水貯留浸透機能を備えるべき施設(第21条～第25条)
  - ・貯水施設(第26条～第30条)
  - ・ポンプ施設(第31条～第35条)
- ⑤ 耐水機能を備えるべき施設(第44条～第48条)に関する事項その他減災対策に関する事項
- ⑥ 環境の保全と創造への配慮に関する事項
- ⑦ その他総合治水を推進にすにあたって必要な事項

#### 地域総合治水推進協議会

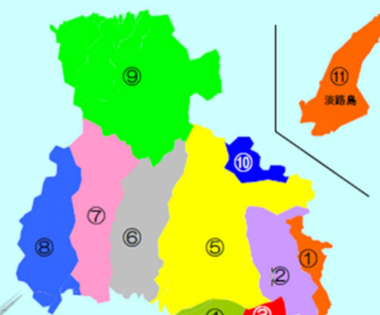


①～⑦の「計画地域」  
各々で協議



#### 推進計画の策定単位となる「計画地域」

流域を基本とし、県民生活・産業・地域の特性を考慮して次のとおり知事が定めています。



<計画地域の名称、地域に属する代表的な河川及び市町>

① 阪神東部	播磨川(尼崎市、伊丹市他)	⑦ 西播磨東部	揖保川(たつの市、宍粟市他)
② 阪神西部	武庫川(尼崎市、西宮市他)	⑧ 西播磨西部	千種川(赤穂市、佐用町他)
③ 神戸	新湊川(神戸市)	⑨ 但馬	円山川(豊岡市、斐波市他)
④ 神門	明石川(神戸市、明石市)	⑩ 丹波東部	竹田川(篠山市、丹波市)
⑤ 北播磨(丹波)	加古川(加古川市、西脇市他)	⑪ 淡路	三原川(洲本市、淡路市他)
⑥ 中播磨	市川(姫路市、市川町他)		